

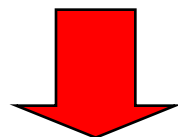
先進対策の効率的実施によるCO2排出量大幅削減事業設備補助事業
検証について

2013年9月12日

算定とは？ 検証とは？ (算定と検証の関係)

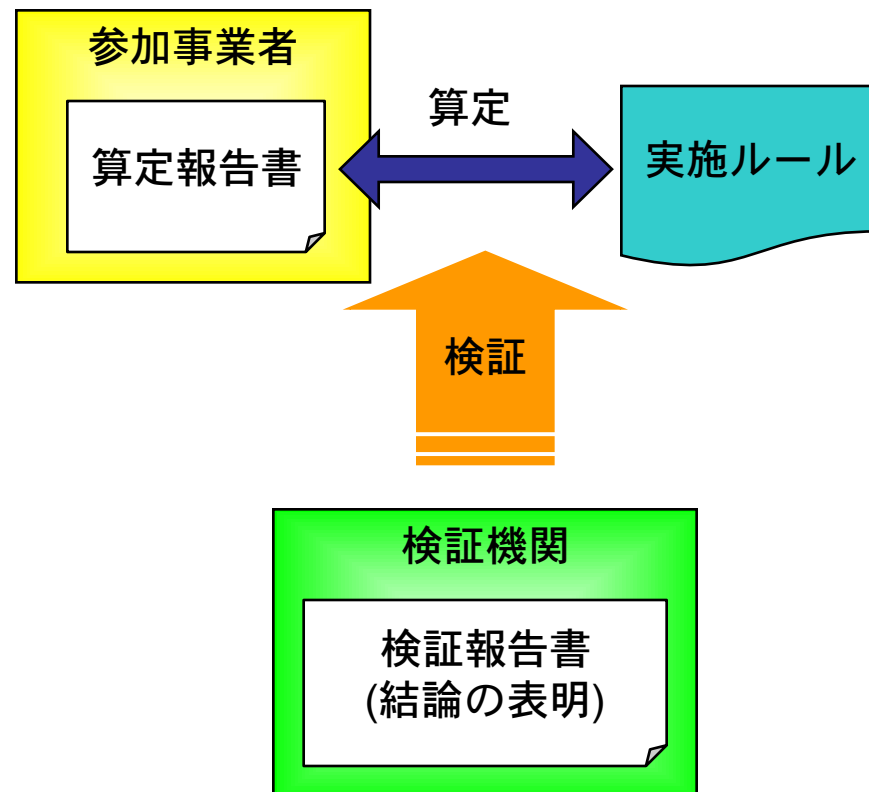
二重責任の原則

- 事業者の責任＝適切な情報を作成し報告する
- 検証者の責任＝事業者が作成した情報を検証し、意見を表明する



両者協力して
排出量情報の

信頼性の向上をめざす



基準年度排出量の検証手続(1)

- 算定報告書を検証機関に提出
- 事前に様式3（その他の方法にかかる報告様式）が環境省に承認された場合には算定報告書に添付して提出
- 提出された算定報告書に基づき、目標保有者は、2013年12月末までに検証機関による基準年度排出量の検証を受審
 - ※以上はASSETシステムで作業。資料3参照。
- 検証費用は環境省が負担（検証機関による排出削減実施事業者への実地検証を含む）

基準年度排出量の検証手続(2)

- 検証機関リストは次ページの通り
- 事業者は検証を依頼したい検証機関をリストより選択し、第1希望～第3希望まで事務局にメールで連絡 (asset-sec@mri.co.jp) (9/30まで)
- 事業者と検証機関のマッチング結果を事務局からメールにてご連絡 (10月中旬目途)
- マッチングの連絡を受けた後は、検証機関と各自で適宜連絡を取り合って検証スケジュールの調整等を行う

ASSET事業で第三者検証を実施する検証機関

- エイエスアール株式会社
- 株式会社トーマツ審査評価機構
- 日本海事検定キューエイ株式会社
- 日本検査キューエイ株式会社
- 株式会社日本スマートエナジー認証機構
- 一般社団法人日本能率協会
- 一般財団法人日本品質保証機構
- ビューローベリタスジャパン株式会社
- ペリージョンソンレジストラークリーンディベロップメントメカニズム株式会社
- ロイドレジスタークオリティアシュアランスリミテッド
- KPMGあずさサステナビリティ株式会社
- SGSジャパン株式会社

検証機関リスト及び機関情報は
ASSET webサイトで公開
<http://www.asset.go.jp/>

(五十音順)

5原則

「モニタリング報告ガイドラインP I-2」より

| | |
|-----|--|
| 適合性 | 選択された算定対象範囲（バウンダリ）の設定やモニタリング、算定の方法は情報の利用者の意思決定に資するような情報が生成されるような方法であること。 |
| 完全性 | 敷地境界内の排出源が漏れなく特定され、算定対象となる全排出源について温室効果ガス排出量が算定されていること。 |
| 一貫性 | 同一の方法やデータ類を使用し、基準年度と削減対策実施年度において排出量が比較可能なように算定が行なわれていること。 |
| 透明性 | 情報の利用者が合理的な確信をもって判断できるよう、温室効果ガスに係る十分かつ適切な情報が提供されること。 |
| 正確性 | 偏りと不確かさを可能な限り減らし、要求される精度が確保されていること。 |

検証のポイント

「モニタリング報告ガイドラインP I -42」より

- 敷地境界について
- 排出源について
- 算定対象範囲（バウンダリ）について
- 活動量について
- 単位発熱量／排出係数について
- 排出量算定について
- 算定報告書の表示について

検証の流れ

「モニタリング報告ガイドラインP I -41」より

| ステップ | 実施内容 | 実施場所 |
|--------------------|---|----------------------------|
| 概要把握 | 目標保有者の事業内容、活動状況、敷地境界の識別/排出源の特定/算定対象範囲の確定プロセス、モニタリング方法/体制、算定体制、データ処理方法等の情報を入手する。 | 検証機関事務所 (必要に応じて 事業場) |
| ↓ | | |
| リスク評価 | 把握した概要より、報告された排出量の誤りに繋がる可能性(リスク)がある事象を抽出し、リスクの大きさを評価(リスク評価)する。 | 検証機関事務所 |
| ↓ | | |
| 検証計画の策定 | リスク評価に基づいて、証拠の収集手続の種類、実施時期及び範囲を決定する。 手続には、記録や文書の閲覧、事業場/設備等の視察・観察、関係者への質問、排出量計算内容の確認等がある。 | 検証機関事務所 |
| ↓ | | |
| 検証計画の実施 | 計画した手続を実施する。 敷地境界の識別/排出源の特定/算定対象範囲の確定、活動量把握のためのモニタリング方法、単位発熱量/排出係数の選定根拠、排出量算定プロセス、算定報告書での表示について、それぞれ計画に従って証拠を収集する。 | 検証機関事務所 事業場 |
| ↓ | | |
| 実施結果の評価 | 収集した証拠を評価する。 | 検証機関事務所 (必要に応じて 事業場) |
| ↓ | | |
| 検証意見の形成 | 証拠の評価に基づいて意見を確定する。 | 検証機関事務所 |
| ↓ | | |
| 検証報告書の作成 | 検証報告書を作成する。 | 検証機関事務所 |
| ↓ | | |
| 品質管理レビュー及び検証報告書の完成 | 各検証機関の品質管理手続として、検証チームの結論及び検証報告書の記載内容の最終的なレビューを実施し、検証機関として検証報告書を確定する。 | 検証機関事務所 |
| ↓ | | |
| 検証報告書の提出 | 環境省(事務局)宛に検証報告書を提出する。 | 検証機関事務所 |
| ↓ | | |
| 検証報告書の承認 | 環境省(事務局)の承認を経て、検証結果が確定される。 | 環境省(事務局) |

検証に必要な資料等

「モニタリング報告ガイドラインP I -45」より

- ・ 会社案内、事業場パンフレット
- ・ 製造/販売関係のレポート
- ・ 建築基準法、消防法及び高圧ガス保安法に関する届出/許認可資料
- ・ 敷地図/ビルの各階のフロア図（目標保有者と他の事業者との範囲の識別が可能なもの）
- ・ 組織図、モニタリング体制図/算定体制図
- ・ 製造プロセス図
- ・ 設備一覧表/設備配置図
- ・ 購買品一覧表
- ・ 購買伝票（納品書、出荷証明書等）
- ・ 排出源の特定の手順書
- ・ 算定対象範囲確定の手順書
- ・ 各排出源の活動量把握から排出量算定/報告までのフロー図（担当者、作成書類名、転記、照合等の作業等を記載したフロー）
- ・ 単位発熱量/排出係数の出典
- ・ 計量器の維持管理の日常点検結果
（点検表/チェックリスト）
- ・ 計量器の検定/定期検査結果
- ・ 内部監査/マネジメントレビュー結果

重要性の判断基準(その1)

「モニタリング報告ガイドラインP I-44」より

1.計測器による測定の不確かさ

+

2.可能性のある誤り

+

3.未修正の誤り

+

4.その他の不確かさ・誤り

<

≧

?

重要性の判断基準：

総排出量が50万t-CO₂未満の
目標保有者に対しては
総排出量の5%、
総排出量が50万t-CO₂以上の
目標保有者に対しては
総排出量の2%

重要性の判断基準(その2)

「モニタリング報告ガイドラインP I-43」より

①計測器による測定の不確かさ(器差)

- 精度管理されていない計量器を使用できるのは、事前に様式3により環境省(事務局)に認められている場合のみ。
- モニタリングパターンと不確かさ評価の関係は以下の通り：
 - パターンA-1、A-2、Bは不確かさは考慮しない。その他の方法でのモニタリングについても、事前に様式3により環境省(事務局)に承認を得た場合には不確かさは考慮しない

②可能性のある誤り

- データの一部を検証した結果、転記ミス等が発見され、他にも同様のミスが推定される場合

重要性の判断基準(その3)

「モニタリング報告ガイドラインP I-43」より

③発見された誤りで修正されなかったもの (未修正の誤り)

- 集計ミス等、検証で発見された誤りは、修正することを原則とするが、データの正確性に及ぼす影響が僅かであり且つ修正処置に著しく膨大な対応が必要となるなどの理由により、検証機関が修正を要求しない場合もある。なお、その場合は、検証報告書において判断理由を記載しなければならない。
- 購買量データを使用する場合、検針日等により期ずれが発生する場合があるが、おおむね対象年度の4月～3月末に相当する使用量であれば期ずれの修正は不要とする。

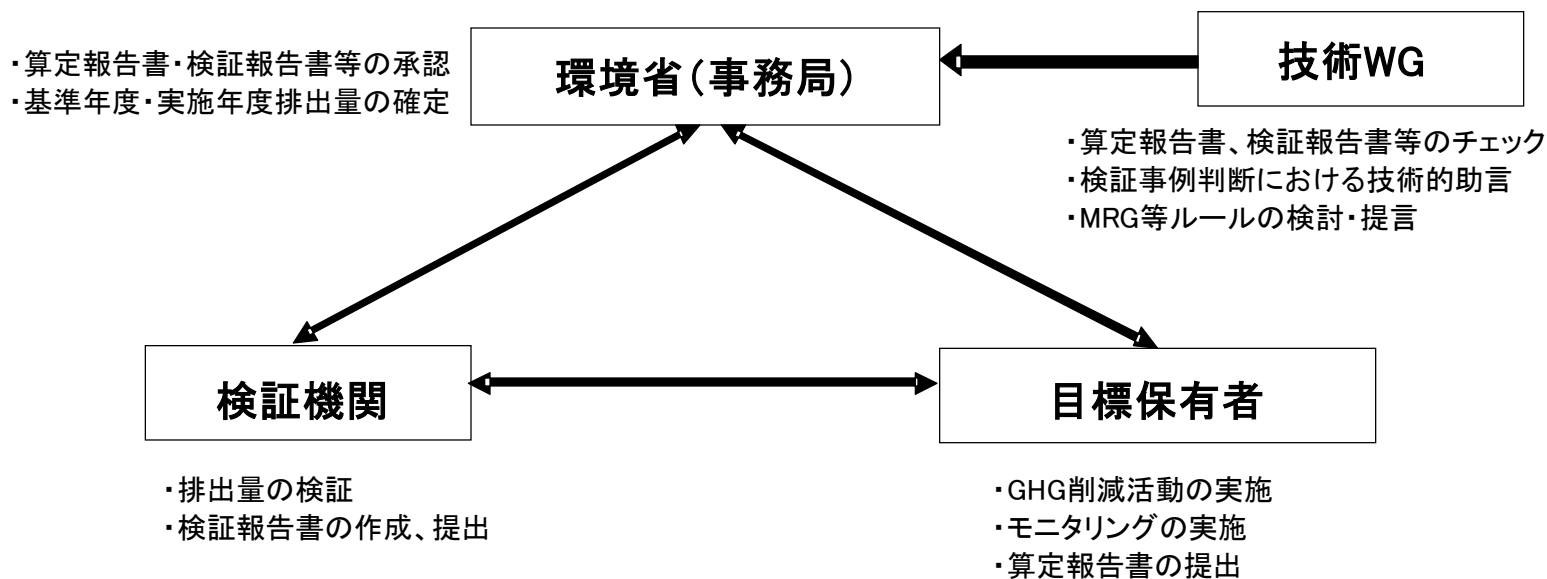
④その他の誤り

- 上記①～③に該当しないものの、評価が必要と思われる不確かさや誤り
- 例えば、環境省(事務局)承認を得ていないパターンA、B以外(その他の方法)で計量器によらないモニタリング(推計等)に起因するものが想定される。

検証意見の区分

| 重要性の判断基準 | 検証の結論 |
|--|-------|
| 誤りや不確かさの合計が、総排出量の5%(総排出量が50万tCO ₂ 以上の場合は2%)未満であり、算定報告書に記載された情報はルールに従って報告されている。 | 無限定適正 |
| 誤りや不確かさの合計は、総排出量の5%(総排出量が50万tCO ₂ 以上の場合は2%)未満だが、算定報告書に記載された情報の一部がルールに従っていない箇所があるが全体としては適正である。 | 限定付適正 |
| 誤りや不確かさの合計が、総排出量の5%(総排出量が50万tCO ₂ 以上の場合は2%)以上、または算定報告書に記載された重要な情報がルールに従って報告されていない。 | 不適正 |
| 十分かつ適切な情報が入手できず、意見が表明できない。 | 意見不表明 |

(参考)ASSETの実施体制



※算定報告書の提出、検証、承認等はASSETシステムを介して電子的に行われます。

問い合わせ先 等

- 様式、モニタリング報告ガイドラインのダウンロード
 - 本制度のwebサイト (<http://www.asset.go.jp/>) よりダウンロード可能
- 基準年度算定報告書の提出先
 - ASSETシステムで検証機関へ基準年度算定報告書を提出（検証機関とのマッチング結果は環境省より連絡予定）
 - 2013年12月末までに検証機関が検証済み算定報告書と検証報告書を環境省（事務局）に提出できるスケジュールを組むこと
- 算定及びASSETシステムに関する問い合わせ先
 - 下記電話番号、電子メールアドレスまで

03-6705-6498
asset-sec@mri.co.jp